

宍粟市規則第5号

宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例（平成23年宍粟市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例第2条に規定する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）（法人その他の団体及び事業を行う個人の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者を含む。）をいう。

(2) 利害関係者 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれに定める者をいう。

ア 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前号の規定により事業者等とみなされるものを除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

イ 補助金等（市が市以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付を申請している事業者等又は特定個人及び当該補助金の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

ウ 立入検査、監査又は監察（法令（行政手続法第2条第1号に規定する法令をいう。）の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

エ 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人

オ 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人

カ アからオまでに掲げる事務を除く事務のうち事業の発達、改善又は調整に関する事務 当該事業を行っている事業者等

キ 支出の原因となる契約に関する事務又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

- 3 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、当該異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して1年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 4 職員に異動があることが明らかである場合において、当該異動後他の職員が当該職員の職に係る職員となることが明らかであるときは、当該職員の利害関係者は、当該他の職員の利害関係者であるものとみなす。
- 5 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るため当該職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、当該職員の利害関係者であるものとみなす。

（コンプライアンス委員会の組織）

第3条 宍粟市コンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により職員以外の委員（以下「外部委員」という。）の中から定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する外部委員がその職務を代理する。

（コンプライアンス委員会の会議）

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（コンプライアンス委員会の庶務）

第5条 コンプライアンス委員会の庶務は、総務担当課において処理する。

（コンプライアンスマネージャー）

第6条 コンプライアンス体制の整備の推進を管理する者として、コンプライアンスマネージャーを置く。

- 2 コンプライアンスマネージャーは、各部局の次長級の職員（次長級の職員が無い場合には次席の職員）とする。
- 3 コンプライアンスマネージャーは、所属部署におけるコンプライアンス体制について統括し、市長が定める手法等により、その実績等を報告するものとする。
- 4 コンプライアンスマネージャーは、所属部署が所管する事務について抱えている問題、過去

に経験した問題や対応方法等を常に的確に把握し、分析するとともに、所属職員の公正な職務の遂行が確保されるよう努めなければならない。

(公益通報の方法)

第7条 公益通報は、公益通報書（様式第1号）により行わなければならない。

(公益通報の受付)

第8条 コンプライアンス委員会は、公益通報書を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報受理・不受理通知書（様式第2号）により、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

(公益通報に係る調査等)

第9条 公益通報に係る調査等に従事する者は、通報者が特定されないよう十分に配慮し、調査等を行わなければならない。

2 コンプライアンス委員会は、公益通報に関する調査等を行う場合にあっては、通報者その他の関係者に対し、必要な資料の提出を求め、説明及び意見を聴くことができる。

3 コンプライアンス委員会は、公益通報に関する調査等を行う場合にあっては、公益通報の対象となっている職員に意見陳述の機会を与えることができる。

4 前項の意見陳述は、口頭又は書面により行うものとする。

(公益通報に係るコンプライアンス委員会の調査結果の報告)

第10条 条例第12条第1項の規定による報告は、当該公益通報の内容に関し、法令違反、不当な事実等があると認めた理由又はそれらがないと認めた理由を明らかにして、公益通報調査結果報告書（様式第3号）により行うものとする。

(除斥)

第11条 公益通報に係る調査等に従事する者は、自らが関係する事案の調査等に従事してはならない。

(不当要求行為の発生時の措置)

第12条 条例第17条第1項に規定する記録は、不当要求行為記録書（様式第4号）により行うものとする。

2 職員は、不当要求行為により職員その他の者に切迫した危険があると認めるときは、所属長の指示又は自らの判断により、警察への通報等の措置をとらなければならない。

(不当要求行為に係るコンプライアンス委員会の調査)

第13条 コンプライアンス委員会は、条例第18条に規定する調査を行う場合にあっては、不当要求行為を受けた職員その他の関係者に対し、必要な資料の提出を求め、説明及び意見を聴くことができる。

2 コンプライアンス委員会は、条例第18条に規定する調査を行う場合にあっては、不当要求行為を行った疑いのある者に意見陳述の機会を与えることができる。

3 前項の意見陳述は、口頭又は書面により行うものとする。

(不当要求行為に係るコンプライアンス委員会の調査結果の報告)

第14条 条例第18条に規定する報告は、不当要求行為があると認めた理由又は不当要求行為がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

(利害関係者との間における禁止行為)

第15条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項の金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (7) 利害関係者とともに遊戯又は旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- (8) 利害関係者をして、第三者に対して前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が、それらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第16条 前条第1項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から通常一般の儀礼の範囲内の香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものの贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から広く一般に配布するための宣伝用物品、通常一般の儀礼の範囲内の記念品（持ち帰ることを前提として提供される飲食物を含む。）その他これらに類するものの贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 案内状、通知書その他これらに類する文書による依頼等に基づき職務として出席した会

議その他の会合（式典、祝賀会その他これらに類するものを含む。以下同じ。）において、利害関係者から他の出席者と同じ又は同等の飲食物（持ち帰ることを前提として提供されるものを除く。）の提供を受け、又は利害関係者とともに他の出席者と同じ又は同等のものの飲食をすること。

（6） 会議その他の会合において、利害関係者ととともに飲食（当該利害関係者から提供されたものの飲食を除く。）をすること。

（7） 利害関係者ととともに自己の費用を負担して日常的にする程度の飲食をすること。

2 職員は、職務に係る倫理の保持を図るため、市長が、職員と利害関係者の職務上の利害関係の状況及びその行おうとする態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて承認した場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる行為を行うことができる。

（1） 利害関係者ととともに日常的にする程度を超える飲食（前項第5号及び第6号に規定するものを除く。）をすること。

（2） 自己の費用を負担して遊戯又は旅行をすること。

3 職員は、私的な関係（親子の関係、親戚関係、学生時代の同窓生若しくは地域活動等を通じて知り合った友人との関係その他の職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、当該職員の利害関係者に該当するものとの間において、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと市長が承認した場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

（検査等における禁止行為の例外の適用除外）

第17条 検査等の際の当該検査等に係る利害関係者との間における前条第1項第1号及び第2号に掲げる行為、同項第5号から第7号までに掲げる行為並びに同条第2項各号に掲げる行為については、同条第1項及び第2項の規定は適用しない。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第18条 職員は利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った飲食、自己が購入し、若しくは借り受けた物品若しくは不動産又は自己が受領した役務の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場所に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（コンプライアスマネージャーへの相談）

第19条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で行う行為が第15条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合又は第16条第3項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合には、あらかじめコンプライアスマネージャーに相談し、その指示に従わなければならない。

(意図せずに行った禁止行為の報告)

第20条 職員は、意図せずに行った自らの行為の結果が第15条第1項各号に掲げる行為に該当することが判明した場合には、直ちに所属長を通じて、当該行為の内容及び当該行為に至った経緯をコンプライアンスマネージャーに報告しなければならない。

(承認の申請及び相談の手続き)

第21条 第16条第2項及び第3項の規定による承認の申請は、利害関係者との行為承認申請書(様式第5号)を、所属長及びコンプライアンスマネージャーを経由して市長に提出しなければならない。

(贈与等の報告)

第22条 職員は、事業者等から金銭、物品その他財産上の利益の供与(通常一般の儀礼の範囲内の香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを除く。)若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬(利害関係者に該当する事業者等から支払いを受けた講演等の報酬及び利害関係者に該当しない事業者等から支払いを受けた講演等のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であって職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬に限る。以下同じ。)の支払いを受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、速やかに贈与等報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(贈与等報告書の保存)

第23条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した市長において、これが提出された日の属する会計年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(職員の提案)

第24条 職員は、コンプライアンスの意識の高揚及びコンプライアンス体制の整備のための意見をコンプライアンス委員会に対し提出することができる。

(運用状況の公表の方法)

第25条 条例第22条の規定による公表は、広報及びホームページへの掲載により行うものとする。

(委任)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(最初のコンプライアンス委員会の招集)

2 コンプライアンス委員会の委員が委嘱された後最初に招集すべき委員会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

公 益 通 報 書

宍粟市コンプライアンス委員会 様

標記のことについて、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり通報します。

通報者	氏 名		連絡先等	
	所属・役職		通報結果	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
件 名				
通 報 内 容	① 通報の概要			
	② 通報の内容を知った経緯			
	③ 通報の理由			
	④ 他に通報事実を知っている者の有無			
	⑤ 通報を裏付ける資料の有無			
	⑥ 通報者が希望する対応			
整 理 番 号				
受 付 日 時	年 月 日 (時 分)	受 付 者		
受 付 手 段	電話・電子メール・FAX・郵便・面会・その他 ()			

年 月 日

公益通報受理・不受理通知書

様

宍粟市コンプライアンス委員会

（受理の場合）

年 月 日、あなたから受けた通報は、年 月 日付けで公益通報として受理し、調査を開始したので、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則第8条の規定により通知します。

（不受理の場合）

年 月 日、あなたから受けた通報は、次の理由により公益通報とは認められないので、年 月 日付けで不受理と決定したので、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則第8条の規定により通知します。

不受理の理由

宍粟市長 様

宍粟市コンプライアンス委員会

公益通報調査結果報告書

標記のことについて、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

件 名		整理番号	
受付日時	年 月 日（ 時 分）		
調査期間	年 月 日～ 年 月 日		
通報内容			
調査結果			
その他 参考事項			

※ 通報者の氏名について、通報者の同意があった場合は、その他参考事項欄に記載すること。

年 月 日

不当要求行為記録書

宍粟市コンプライアンス委員会 様

報告者 所 属
 役 職
 氏 名

㊟

標記のことについて、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

発 生 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
発 生 場 所		
対 応 者		
相 手 方	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	職 業	
	連 絡 先	
内 容		
措 置		
備 考		

様式第5号（第21条関係）

利害関係者との行為承認申請書

年 月 日

宍粟市長 様

所 属

氏 名

印

利害関係者との行為について、宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則第21条の規定により申請します。

利害関係者名		
利害関係者との職務上の利害関係の状況		
利害関係者との私的な関係の有無並びにその経緯及び現状	有 無	(有の場合の経緯及び状況)
行為の種類 ※該当する番号に○をつけること。	第5条第1項各号に掲げる行為 1 贈与 2 貸付(金銭) 3 貸付(その他) 4 役務提供 5 株式譲渡 6 供給接待 7 飲食 8 遊戯・旅行	
行為の概要 ※日時、場所、金額等について具体的に記載すること。		
所属長等の意見	所属長	
	コンプライアンスマネージャー	
	市民局長・部長	

処 理 欄	年 月 日受理	年 月 日処理
	1 承認する。(根拠条項:(1) 第16条第2項 (2) 第16条第3項) 2 承認しない。(理由:) 3 承認は不要である。 理由:(1) 利害関係者に該当しない。 (2) 禁止行為に該当しない。 (3) 第16条第3項の公正な職務に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合における行為である。	

贈与等報告書

年 月 日

宍粟市長 様

所 属

氏 名

④

宍粟市信頼される市政のためのコンプライアンス条例施行規則第22条の規定により報告します。

年 月 日	年 月 日
起 因 と な っ た 事 実	
贈 与 等 の 内 容 又 は 報 酬 の 内 容	
贈 与 等 に よ る 利 益 又 は 報 酬 の 価 額	円
供 応 接 待 を 受 け た 場 所 の 名 称 及 び 住 所 並 び に 居 合 わ せ た 者 の 人 数 及 び 職 業	
贈 与 等 を し た 事 業 者 等 又 は 報 酬 を 支 払 っ た 事 業 者 等 の 名 称 又 は 氏 名 及 び 住 所	
贈 与 等 を し た 事 業 者 等 又 は 報 酬 を 支 払 っ た 事 業 者 等 と 職 員 の 職 務 と の 関 係	

備考

- 1 「年月日」欄には、贈与等により利益を受け、又は報酬の支払を受けた年月日を記入すること。
- 2 「起因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては贈与又は応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては職員が提供した人的役務の内容並びに職員が当該人的役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける起因となった事実に関する事項を記載すること。
- 3 「贈与等又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は応接待の区分及びそれぞれの具体的な内容を記載すること。
- 4 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入すること。